

「収入保険」は、

様々なリスクから農業経営を守ります！

補てん金を受け取った方の声をご紹介します！



農業共済がなかった農産物も対象です！！

島根県安来市 渡邊 稔光さん

ニンニク300アール、水稻127.3アール、サフラン10アール、ウリ5アール

ニンニクやウリなどの農業共済はないので、何か補償が欲しいと思い、農業収入を補償する収入保険に加入しました。取引先の都合で予定通り出荷ができず収入減少しましたが、補てん金を受け取ることができ助かりました。



怪我による収入減も補てんされます！！

千葉県館山市 杉田 恒雄さん

イチゴ20アール、水稻160アール

台風の被害によりイチゴのハウスが倒壊、その片づけをしていたときに、足の怪我により作業が出来なくなりました。怪我による収入減少も補償の対象であり、保険期間中のつなぎ融資もあり、助かりました。健康に気を付けて、これからも農作業を続けたいです。



つなぎ融資で営農を続けることができました！！

栃木県高根沢町 小西 美好さん

菌床なめこ4万個

新型コロナウイルス感染症による休校や取引先の撤退で半年近く出荷が滞る状況が続いたので、つなぎ融資の申請をしました。申請後はすぐに融資が下り、運転資金に充てることで作物転換や廃業を視野に入れることなく、営農を続けることができました。



収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく
農業者の経営努力では避けられない収入減少が
補償の対象です！



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 現行は、加入申請時に青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績で加入できるよう検討しています。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ◎ **現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用（最初の2年間）**することができるようにしています。（令和3年から同時利用されている方は最初の3年間、同時利用が可能）
 - ※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。
 - ※ また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補填金の計算上、その金額を控除します。

保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方補正）
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

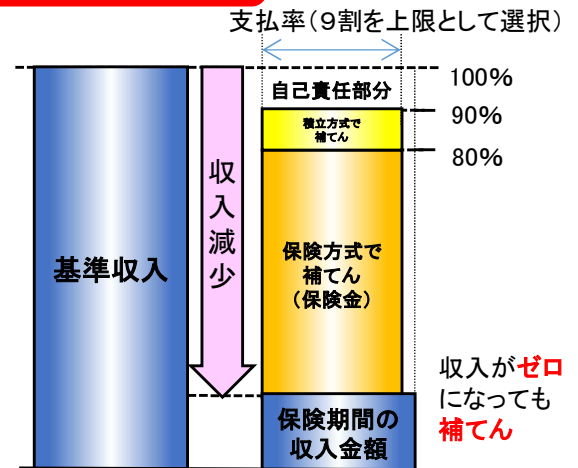
収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

基本のタイプでは、例えば、**基準収入1,000万円**の場合、
 保険方式の**保険料8.5万円**、積立方式の**積立金22.5万円**、
付加保険料2.2万円で、**最大810万円**の補てんが受けられます。
 保険期間の**収入がゼロ**になったときは、
810万円（積立金90万円、保険金720万円）の補てんが
 受けられます。

- ※ 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%の国庫補助があります。積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。

基本のタイプ



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

保険での補償を充実する新たなタイプをご紹介します！

加入者の積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプとして、保険のみで9割まで補償するタイプを令和6年から実施できるよう検討しています。

具体的には、**保険方式のみの補償で、補償限度額を基準収入の90%**とするものです。

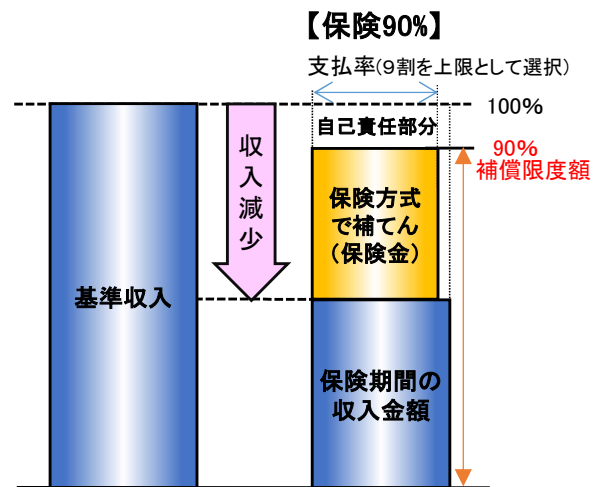
(保険方式で85%、積立方式で5%のタイプも導入します。)

例えば、**基準収入1,000万円**の場合、**積立金22.5万円は不要**となります。

(保険料は8.5万円より高くなります。)

- ※ 積立金については、税制上、預け金のため経費とすることができませんが、**保険料については経費として損金算入**できるため、**所得税・法人税軽減**の選択肢となります。

新たな補償タイプのイメージ



付加保険料（事務費）を安くすることができます！

共通申請サービスを通じて**インターネット申請**した方や**自動継続特約**で契約を更新した方は、**付加保険料（事務費）が割引**となります。

	インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

- ※ インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
 自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中**であっても、**自然災害や価格低下等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から、**無利子のつなぎ融資**を受けることができます。

相談窓口

- 収入保険の補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口にお問合せください。

みなみ統括センター

業務部	〒060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル15階	☎011-522-6570
石狩支所	〒067-0055	江別市篠津401番地4	☎011-382-5470
後志支所	〒044-0007	虻田郡俱知安町北7条東5丁目1番地2	☎0136-22-0264
道南支所	〒041-1214	北斗市東前74-2	☎0138-77-8211
いぶり支所	〒059-1623	勇払郡厚真町新町214番地1	☎0145-27-3321
日高支所	〒056-0016	日高郡新ひだか町静内本町4丁目1番6号	☎0146-42-0904

道央統括センター

業務部	〒074-0001	深川市1条5番5号(2F)	☎0164-34-5331
空知中央支所	〒068-0007	岩見沢市7条東2丁目13番地	☎0126-22-0137
南空知支所	〒069-1341	夕張郡長沼町宮下1丁目1番1号	☎0123-88-3233
中空知支所	〒073-0022	滝川市大町1丁目5番14号	☎0125-22-2211
北空知支所	〒074-0001	深川市1条5番5号(1F)	☎0164-22-7111
上川北支所	〒095-0044	士別市東山町3343番地2	☎0165-23-4161
富良野支所	〒076-0043	富良野市字南大沼の2	☎0167-23-4830
上川中央支所	〒078-8208	旭川市東旭川町下兵村517番地	☎0166-36-2162
留萌支所	〒078-3711	苫前郡苫前町字旭40番地の9	☎0164-64-2591
宗谷支所	〒097-0001	稚内市末広4丁目2番31号	☎0162-33-6565

十勝統括センター

業務部	〒089-1182	帯広市川西町基線59番地28	☎0155-59-2006
中部事業所	〒080-2331	帯広市基松町基線35番地12	☎0155-63-2206
南部事業所	〒089-2106	広尾郡大樹町下大樹180番地1	☎01558-6-2141
西部事業所	〒089-0103	上川郡清水町字清水第1線50番地41	☎0156-62-2072
北部事業所	〒089-3708	足寄郡足寄町愛冠14番地20	☎0156-29-8800
東部事業所	〒089-5235	中川郡豊頃町中央若葉町23番地3	☎015-574-2421
北西部事業所	〒080-0573	河東郡音更町駒場南3番地4	☎0155-32-8010

ひがし統括センター

本所	〒086-1106	標津郡中標津町西6条南11丁目6番地1	☎0153-77-9182
----	-----------	---------------------	---------------

オホーツク統括センター

本所	〒099-0879	北見市美園497番地1	☎0157-66-6000
興部支所	〒098-1604	紋別郡興部町字興部772番地1	☎0158-82-2836
湧別支所	〒093-0731	紋別郡湧別町芭露194番地2	☎01586-6-2201
大空支所	〒099-2356	網走郡大空町女満別昭和149番地10	☎0152-74-3900

北海道農業共済組合 本所 <https://www.nosai-do.or.jp>

〒060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル15階	☎011-271-7235
-----------	--------------------------	---------------

農林水産省経営局保険課 TEL : 03-6744-7147
mail : syunyu-hoken@maff.go.jp



全国農業共済組合連合会 TEL : 03-6265-4800
mail : kikaku@nosai-zenkokuren.or.jp